

## (注意喚起) 乗車時のシートベルトの着用について

1. 当地の交通事情は全体としては良いですが、交通事故は起きますし、自分が安全運転をしていても、事故に巻き込まれることはあります。
2. その際に、運転者や同乗者を守ってくれるのはシートベルトになります。乗車の際には、運転手であっても同乗者であっても、安全のために自らシートベルトを忘れずに装着し、同乗者にも装着させて下さい。
3. なお、シンガポールの法律において、運転者、同乗者ともシートベルトの着用が義務づけられており、違反すると、120 ドルの罰金、運転手は3点の減点になります。
4. 関連記事 2017年6月19日の Straits Times の一面記事“Unbuckled rear-seat passengers face high risk”の要旨は以下のとおりです。

(1) 2つの公立病院 (NUH 及び Khoo Teck Puat Hospital) の記録によると、シートベルトをせず後部座席に座っていた場合、事故で重傷を負う可能性が高いことが判明した。胸部及び腰部の脊髄損傷、胸部及び腹部の外傷、四肢の骨折が含まれる。

(2) Khoo Teck Puat Hospital のデータによれば、2016年4月1日から2017年3月31日までの外傷登録データを見ると、重傷を負った後部座席の乗客の誰もがシートベルトを装着していなかったことが判明した。

(3) 運転手および乗客はシートベルト着用が義務づけられている。運転手がシートベルトを着用せず運転しているところを発見されると、120 シンガポールドルの罰金に処せられと3点の減点を被る。乗客がシートベルトを着用していないと同額の罰金に処せられる。交通警察によると、シートベルト違反は2015年の8,162件から去年の9,833件に増加しており、シンガポールの安全運転センターのジェラルド氏は、「運転手は同乗者がシートベルトを装着していることを確認しなければなりません」と述べた。

以下本件記事リンク先

<http://www.straitstimes.com/singapore/transport/unbuckled-rear-seat-passengers-face-high-risk>

2017年6月19日  
在シンガポール日本国大使館